

愛衛協 組合ニュース

愛衛協 308 号
令和元年 9 月 17 日

自民党政策懇談会

9 月 9 日（月）自由民主党愛知県支部連合会「政策懇談会」が開催されました。当組合から永田理事長、相木副理事長、伊藤事務局長が出席し、自民党を通じて、環境省及び県に 3 点の要望を行った。



環境省への要望

①令和元年 6 月 19 日に改正された浄化槽法第 54 条に基づき、地域の実情に応じ市町村単位で協議会を設置し、浄化槽台帳を協議・作成し、その台帳の情報に基づき浄化槽管理者への維持管理の周知とともに、必要に応じ生活排水処理計画の見直しを図られよう政省令又は局長通知等で明記されたい。

県から市町村へ指導についての要望

- ①一般廃棄物の適正処理を確実なものとするため、一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図ること。
- ②「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の随意契約に該当させること。

「市町村合特法担当課長会議」開催



理事長より県知事あて要望書を県資源循環推進課長へ手交

令和元年8月26日(月)午前9時45分より愛知県三の丸庁舎8階大会議室において、愛知県環境局主催の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化事業関係及び一般廃棄物関係担当課長会議」が開催されました。

当組合より県知事・各市町村長あてに、合特法の適用及び業務委託に係る要望書をお渡しするとともに、「一般廃棄物処理業に関する最近の最高裁判決及び環境省通知」を用い、随意契約の重要性、合特法の適用強化及び不正業の取り締まり、加えて、改正された浄化槽法にともない維持管理の周知とともに、必要に応じ生活排水処理計画の見直しを要請しました。



令和元年 8 月 26 日

各市町村長 様

愛知県衛生事業協同組合
理事長 永田 喜裕

要 望 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業の推進にご理解とご協力をいただき心からお礼申し上げます。

当組合は、昭和 39 年に設立された一般廃棄物処理業者の団体であり、市町村をはじめ関係行政機関からご指導を賜り、地元に着した活動を基盤として、快適な地域の生活環境の保全に向け、組合員一丸となって誠心誠意、努力し続けております。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同様に住民のライフラインを形成する重要な公共サービスであります。

公共サービスであるが故に、業務の遂行に当たっては、基準が廃棄物処理法で定められており、また、関係する判例が多く出されております。

つきましては、私どもの現状をご賢察の上、廃棄物処理法、近年の環境省からの通知及び最高裁判決を踏まえ次の事項についてご配慮いただくようお願いいたします。

また、令和元年 6 月 19 日に改正された浄化槽法第 54 条に基づく協議会において、浄化槽による汚水の適正な処理の促進のため浄化槽台帳を作成し、その情報に基づき、浄化槽管理者へ維持管理の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて廃棄物処理法に規定されている生活排水処理計画の見直しを進められるようお願いいたします。

1 一般廃棄物の適正処理を確実なものとするため、一般廃棄物の処理委託・許可制度の適正な運用を図られたい。

一般廃棄物処理は廃棄物処理法上、市町村の固有事務であり、廃棄物処理法で統括的な責任を有することになっています。

当組合は、委託又は許可業者として市町村の皆様方のご指導を賜り、処理業務の一端を担ってまいりました。

業務の適正かつ安定的な経営を図ることが必要と考えておりますが、人口減少、高齢化、従業員の確保難など我々を取り巻く環境は厳しいものが予測されます。

また、大規模災害発生時に発生するし尿やごみの処理について、市町村の皆様と可能な限り対応していかなければなりません。

一般廃棄物処理は、電気、ガス、上下水道などと同じく住民のライフラインであり、公共性・公益性の高い業務であり、市町村以外の者に委託する受託者の選択においては、経済性の確保より、業務の適正な遂行が優先されるべきである旨を廃棄物処理法は定めております。

公共サービスとしての質が安定的に維持され、迅速かつ円滑な収集運搬が安定的・継続的に行われるためには、受託者が健全な形で業務の遂行を成し得る体制の確保が重要であり、市場原理の考えに立つ競争入札の対象にされるべき性格ではないと思料いたします。

落札できるか否か不確実な、競争原理の下では、安定した受託業務体制（施設、車両、人員等）を確保・維持することは困難です。

私どもの業務が、それぞれの地元において安定的かつ持続的に存続できるように、廃棄物処理法、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決及び平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知を踏まえ、一般廃棄物処理業者の健全育成の推進をお願いいたします。

★関係 法令、通知及び判例

廃棄物処理法施行令（抄）

第 4 条 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準

- ・業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ業務の実施に際し相当の経験を有するものであること。
- ・委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

平成 26 年 1 月 28 日 最高裁判決（要約）

「一般廃棄物処理計画に適合することなどの許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が阻害されることの無いよう一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られている仕組みが設けられている。

一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

したがって、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可等を受けている者は、当該区域を対象とする他の者に対してされた同業の許可処分等の取消しを求めるにつき、原告適格を有する。」

平成 26 年 10 月 8 日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知（要約）

「市町村が行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合であっても、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、業の許可の運用を図ることが重要である。また、委託に際しては、廃棄物処理法の委託基準に『業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有することに加えて、受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。』が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。」

- 2 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)に基づく合理化事業計画の策定を推進し、同法の趣旨に基づく代替業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約に該当させること。

愛知県内の下水道普及率は、昭和60年度末の35%から、平成29年度末には78%となりました。

し尿処理業者は、事業の転換、廃止等を余儀なくされていますが、不用となる運搬車等の設備及び機材を他に転用することは極めて困難である上、下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつ、し尿の処理及び浄化槽清掃の適正な実施を継続して行わなければなりません。

し尿処理業者等の適正処理体制を、確保するため制定された合特法に基づく合理化事業計画の策定等により一層のご支援をお願いします。

また、平成24年4月12日の福岡高裁の判決(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定)で示された「合特法第8条の金融上の措置に伴う公金の支出を避けるために公共施設浄化槽保守点検等の業務を随意契約で代替業務として提供し、既存業者を保護する方法をとることも合理性がある。」を踏まえ、大規模災害時の避難所で翌日から必要となるし尿処理を的確に実施するためにも、し尿処理業者等への合特法に基づく合理化事業計画等による支援の一層の推進を図るとともに代替業務の随意契約による提供をお願いします。

★関係 法令及び判例

地方自治法第234条(抄)

2 指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第167条の2(抄)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

②不動産の買い入れ又は借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

福岡高裁判決

(平成26年4月3日 最高裁上告棄却により確定 要旨)

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

合特法に基づく合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること。

収入や、浄化槽汚泥収集量が増加しているとしても、本件既存業者は、下水道の供用開始による影響を少なからず受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後にも必要であることを考慮すると、公共施設浄化槽保守点検等の業務を代替業務として提供し、随意契約の方式により締結したことは、合特法の趣旨を合わせ考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

- 3 令和元年6月19日に改正された浄化槽法第54条に基づく協議会において、浄化槽台帳を協議・作成し、浄化槽管理者への維持管理の周知とともに、必要に応じ生活排水処理計画の見直しを図られたい。

浄化槽の維持管理は、法定検査、保守点検、清掃が管理者に義務付けられているところです。

しかしながら、これらの義務を履行せず、長期間清掃を実施していない管理者が見受けられます。

このため、改正浄化槽法第54条に基づき、協議会を組織され関係者の連携の基に台帳を作成し、適正な維持管理契約について個々の管理者へ周知していただくようお願いします。

併せて、台帳の情報に基づいて、必要に応じて廃棄物処理法に規定されている生活排水処理計画の見直しを進められるようお願いします。

★浄化槽法（令和元年6月19日改正） 抜粋

- 54条** 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会（次項及び第三項において単に「協議会」という。）を組織することができる。（R1.6.19 追加）
- 2** 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（R1.6.19 追加）
- 3** 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（R1.6.19 追加）

- 4 廃棄物処理法及び関連法規に従って、廃棄物の適正処理が行われるよう法制度の適切な運用を図られたい。

廃家電製品、建築物の解体時に所有者等が残置した廃棄物、遺品整理等で発生した一般廃棄物を許可又は委託を受けずに直接引き取り回収・収集運搬を行う業者が見受けられます。

その大部分は廃棄物処理法に抵触するおそれがあります。

放置すると不法投棄などによる生活環境の保全上の支障が生ずる可能性があり、近年、他自治体では、許可等を受けることなくこれらの行為を行ったものを摘発、指導する事例もあります。

つきましては、廃棄物処理法に基づく違法な不用品回収業者等の取り締まり指導と、違法行為撲滅のため住民の方々への周知徹底をお願いします。

改正浄化槽法の要点について

1. 特定既存単独浄化槽に関する措置

漏水・破損・変形等によりそのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い単独処理浄化槽について、都道府県知事が除去等の助言、指導、命令等ができる。

2. 浄化槽処理促進区域の指定

浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を「浄化槽処理促進区域」として市町村が指定することができる。

3. 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に、市町村が設置する浄化槽を「公共浄化槽」と定義して、公共浄化槽の設置計画、事前に同意をしたものの公共浄化槽への使用・接続制度、料金等を規定。

4. 浄化槽台帳整備

都道府県知事及び保健所設置市に対し、浄化槽に関する台帳に作成及び保管を義務化。

5. 使用の休止の届出

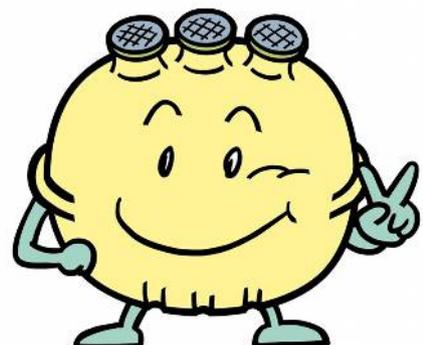
浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃、定期検査の義務を免除する規定を追加、使用の再開についても届け出義務を規定。

6. 協議会

都道府県及び市町村が浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定を追加。

7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加。



10月1日からの消費税改正について

日環協発 1-11 号
令和元年 7 月 3 日

団体会員・正会員 各位

一般社団法人 日本環境保全協会
会長 山 条 忠 文
(公印省略)

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る
手数料等の取扱いについて (お知らせ)

平素より本会の事業推進につき格別のご協力、ご支援を頂いておりますことに御礼申し上げます。

さて、令和元年 10 月に消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が従来の 8% から 10% に引き上げられることとされていることに伴い、環境省は 6 月 28 日付で「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて」通知を发出し、各市町村において、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切に対応をすること等を求めましたのでお知らせ致します。

なお、同通知では、①市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、法第 6 条の 2 第 2 項に基づく同法施行令第 4 条第 5 号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠である。

②廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者においては、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である。等——としています。

会員企業への周知方よろしくお願い致します。

【添付資料】

- ・消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取扱いについて（通知）

各都道府県廃棄物処理担当部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、ご協力いただいているところである。

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）について、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号。以下「一部改正法」という。）」が平成 28 年 11 月 28 日に公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が従来の 8%から、令和元年 10 月に 10%に引き上げられることとされている。

過去、平成 26 年度の放屁税率の引上げ時には、一部の市町村等において、一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料を定めている条例の改正手続きが遅れ、消費税率の引上げ後も、一般廃棄物処理業者が排出事業者から消費税増税分を含む処理費を受けることができない事例等があったことから、今回の消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いについて、下記事項に留意の上、貴管内市町村等に対し周知徹底されたい。

また、今回の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑み、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律 41 号）」が平成 25 年 6 月 12 日より、同特別措置法の期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されていることから、改めて、その概要について、別添のとおり参考送付する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の既定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 各市町村においては、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、令和元年 10 月 1 日から消費税率の引上げがなされることを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切に対応すること。
市町村が市町村以外の者に委託して一般廃棄物の処理を行う場合における委託料については、法第 6 条の 2 第 2 項に基づく同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 5 号に基づき、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が必要であるから、消費税の増税分を委託料へ適切に反映することが不可欠である。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたもの及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者においては、同条第 12 項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてならないため、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、各市町村において当該手数料を定める条例について所要の改正がなされることが不可欠である。
2. 税抜き価格を基に支払総額を計算する際の 1 円未満の端数について、どのように処理（切り上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられているところ、料金設定に際しては、採用している端数処理の方法を明示するなどの適切な対応を行うこと。
3. 今回の消費税率の引上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得るよう努めること。

再度のご案内です。
皆様、ご都合を合わせてご参加くださいますよう
お願い申し上げます。

労働安全衛生・働き方改革講習会のご案内

- 業務中の事故を防ぐため、起こってしまった場合の対応等、労働安全衛生についての講義及び今年度より始まりました働き方改革について、当組合の賛助会員のあんしん社会保険労務士事務所・所長の岡本邦弘先生を講師に迎え、下記のとおり講習会を開催致します。
お忙しいところ恐縮ですが、ご参加いただきますようお願い致します。

記

- 【日時】 ①令和元年 9月26日（木） 15時～
②令和元年10月 2日（水） 15時～
③令和元年10月10日（木） 15時～

- 【場所】 ①半田 魚太郎 蔵のまち
②ウインクあいち 9階 907 会議室
③豊橋商工会議所
同封の申込書の裏面でご確認下さい。

※ 講習会終了後、講師及び理事長はじめ組合員役員と会費制で懇親会を開催致します。

- 【場所】 ①半田 魚太郎蔵のまち 半田市中村町 1-33-2
②つくねや 名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウインクあいち B1F
③ゆうゆう人 豊橋市花田町石塚 42-1 豊橋商工会議所 B1F

【会費】 5,000 円

以上

※ 同封の申込書に記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

〆切日 9月24日（火）

浄化槽フォーラムのご案内

日 時 : 10月17日(木) 10:00~16:00

場 所 : 愛知教育大学
(刈谷市井ヶ谷町広沢1番地)

講義内容及びスケジュール:

別紙「浄化槽フォーラム タイムスケジュール」をご参照下さい。

費 用 : 無料

受付票 : 記入のうえ、9月30日(月)までに愛衛協事務局へFAX(052-241-7693)して下さい。原本は当日持参し、受付へご提出下さい。

浄化槽管理士講習のご案内

※ 愛知県浄化槽保守点検業者登録条例第十条に浄化槽管理士に関する規定があり、保守点検作業には浄化槽管理士が必要です。
保守点検作業を的確に行うため、浄化槽管理士の確保に努めていただきたく、ご案内申し上げます。

受付期間 … 9月30日(月)~10月11日(金)

受付機関 … (一社)愛知県浄化槽協会 TEL 052-481-7200
URL: <http://www.aijohkyou.org/>

講習日 … 11月11日(月)~11月23日(土)

会 場 … 中産連ビル 名古屋市東区白壁3-12-13
TEL 052-931-9431

受講料 … 129,700円
浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、120,200円

※ 浄化槽管理士試験 20,200円

浄化槽清掃実務者講習会

- ・主 旨：浄化槽の清掃業務を実施に従事する者が、適正な清掃作業に関する基礎知識及び技術等を習得することを目的として、実施するものです。
 - ・受講対象：浄化槽の清掃業務従事者
 - ・日 程：令和元年 11 月 7 日（木）・8 日（金）（2 日間）
8：45 ～ 受付開始
 - ・会 場：昭和ビル 9F 大会議室
名古屋市中区栄 4 丁目 3 番 26 号
 - ・受講料：21,600 円
 - ・締 切 日：9 月 30 日（月）事務局へ受講申込書必着
- ※ 受講希望の方は事務局までご連絡下さい。順次、申込書を発送致します。受講申込書は受講要領を参考にご記入のうえ、**愛衛協 事務局**へご送付下さい。

事務局からのお知らせ

☆ホームページが出来ました。

URL：<http://aieikyou.com>

組合員一覧の内容をご確認いただき、加筆・修正が必要であれば事務局までお知らせ下さい。

また、お知らせ欄は順次最新の情報を掲載していきます。組合員のみが閲覧可能になっているものもございます。その際はパスワードが必要となります。現在のパスワードは「**aieikyou**」です。変更した場合は、組合ニュースでお知らせ致します。

宜しくお願い致します。

愛知県衛生事業協同組合

☎460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-3-26（昭和ビル 5F）

TEL 052-241-7692 ・ FAX 052-241-7693